

# 令和6年度の軽自動車税（種別割）について

軽自動車税（種別割）は、4月1日に現在車両を所有している人に課税されます。  
4月2日以降に名義変更や廃車をしても、その年度は全額課税されます。  
軽自動車税（種別割）には、月割還付はありません。

R6.4.1



## 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等の税率（年額）

車種		年税額
原動機付自転車	第一種（特定）	・定格出力 0.6kW 以下で要件を満たすもの 2,000 円
	第一種（一般）	・総排気量 50cc 以下のもの 2,000 円
		・定格出力 0.6kW 以下のもの
	第二種（乙）	・総排気量 50cc 超 90cc 以下のもの 2,000 円
		・定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下のもの
第二種（甲）	・総排気量 90cc 超 125cc 以下のもの 2,400 円	
	・定格出力 0.8kW 超 1.0kW 以下のもの	
ミニカー	・三輪以上で総排気量 20cc 超 50cc 以下で要件を満たすもの 3,700 円	
	・三輪以上で定格出力 0.25kW 超 0.6kW 以下で要件を満たすもの	
軽自動車	軽二輪	・二輪で総排気量 125cc 超 250cc 以下のもの 3,600 円
	トレーラー	・ポートトレーラ、フルトレーラーなどの被けん引車
自動車	小型（自動）二輪	・二輪の小型自動車で総排気量 250cc を超えるもの 6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	・トラクター、コンバイン、農作業用トレーラーなど 2,400 円
	その他	・フォークリフト、コンバインドロウラなど 5,900 円
雪上車	・専ら雪上を走行するもの 3,600 円	



## 軽四輪車及び軽三輪車の税率（年額）

車検証（自動車検査証）に記載されている「初度検査年月」によって税率が変わります。

初度検査年月が平成 27 年 3 月以前の車両は（1）を、平成 27 年 4 月以降の車両は（2）をご覧ください。

自動車検査証			
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別
浜松50あ0000	平成00年0月00日	平成00年0月	軽自動車
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量
AB12C-123456	4人	kg	000kg



「初度検査年月」とは？  
自動車検査証（車検証）に記載されている最初に車両番号の指定を受けた年月のことです。  
車検証のこちらをご覧ください。

### （1）「初度検査年月」が平成 27 年 3 月以前の車両の税率について（①旧税率・②重課税率）

平成 28 年度からグリーン化（環境への負荷低減を進める施策）を推進するため、車両の最初の登録から 13 年を経過した 3 輪以上の軽自動車の税率が上がりました（重課）。重課税率の対象になるまでは、下表の旧税率で課税されます。

車種		① 旧税率（年税額）	② 重課税率（年税額）
三輪		3,100 円	4,600 円
四輪	乗用	営業用 5,500 円	8,200 円
	乗用	自家用 7,200 円	12,900 円
以上	貨物	営業用 3,000 円	4,500 円
	貨物	自家用 4,000 円	6,000 円

\*電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引車は、**重課の対象外**です。

令和 6 年度に重課の対象となるのは、「初度検査年月」が **平成 23 年 3 月以前** の車両です。

### （2）「初度検査年月」が平成 27 年 4 月以降の車両の税率について（③新税率）

下表の新税率で課税されますが、グリーン化特例が延長され一定の環境性能を有する車両の税率は **1 年に限り** 軽減されます。令和 6 年度に対象となるのは、「初度検査年月」が令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの車両で、令和 6 年度の軽自動車税（種別割）が、その燃費性能に応じて軽減されます。

**グリーン化特例は 1 年限りの特例ですので、令和 7 年度からは③新税率で課税されます。**

車種	③新税率（年税額）	☆グリーン化特例（年税額）		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減
三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
四輪	乗用	営業用 6,900 円	5,200 円	3,500 円
	乗用	自家用 10,800 円	対象外	2,700 円
以上	貨物	営業用 3,800 円	対象外	1,000 円
	貨物	自家用 5,000 円	対象外	1,300 円

\*各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄をご確認ください。

グリーン化特例対象車	内容
・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車で、平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減または平成 30 年排出ガス規制適合のもの	新税率を概ね 75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車 ※いずれも★★ ★★（平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車）に限る	新税率を概ね 50%軽減
営業用乗用車で、令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成したもの 営業用乗用車で、令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成したもの	新税率を概ね 25%軽減

### 初度検査年月別の税率早見表

初度検査年月	課税年度									
	令和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
平成 23 年 3 月以前										
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月										
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月										
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	①旧税率									
平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月										
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月										
平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月										
平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月										
平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月										
平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月										
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月										
令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月										
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月										
令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	☆									
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	注意									

☆：一定の環境性能を有する車両には、グリーン化特例による軽減税率が令和 6 年度に限り適用されます。

注意：賦課基準日となる令和 6 年 4 月 1 日登録の車両は、令和 6 年度から課税されます。